

徳島県自転車ヘルメット着用促進モデル事業所等登録事業実施要領

1 目的

自転車利用時のヘルメット着用意識を県民に浸透させて交通事故防止につなげるため、県と連携して啓発活動等を行う自転車ヘルメット着用促進モデル事業所等（以下、「モデル事業所等」という。）を登録し、働く世代における自転車ヘルメット着用率の向上を図る。

2 登録対象

県内に所在し、通勤や業務等において自転車を利用する者が所属する事業所及び団体等（以下、「事業所等」という。）を対象とする。

3 登録要件

次に掲げる項目のうち、3項目以上実施することを要件とする。

- （１）従業員等に対する自転車ヘルメット着用の必要性を含めた交通安全教育
- （２）自転車ヘルメットを着用して自転車を利用している様子の情報発信
- （３）県の依頼に応じた各種啓発活動への協力
- （４）ヘルメットを購入する従業員等への購入支援
- （５）就業規則等に自転車利用時のヘルメット着用を規定
- （６）その他、自転車ヘルメット着用促進につながる独自の取組

4 登録の申請

「モデル事業所等」として登録を受けようとする事業所等は、自転車ヘルメット着用促進モデル事業所等登録申請書（様式第１号）（以下、「登録申請書」という。）を県に提出する。

5 登録の基準

県は、事業所等から登録申請書の提出があったときは、内容を審査し、登録要件を満たしていると認めた場合は、モデル事業所等として登録を行う。

6 登録

県は、モデル事業所等として登録したときは、当該事業所等に登録証（様式第２号）を交付するとともに、県ホームページ等に掲載して公表する。

7 支援

県は、登録したモデル事業所等の希望により、自転車ヘルメットを予算の範囲内で登録時に提供するものとする。ただし、自転車ヘルメットの提供は、1事業所当たり3個を上限とする。

また、モデル事業所等が自転車ヘルメット着用推進等の交通安全教育を実施する場合において、当該事業所等から要請があったときは、県は、安全教育に関する情報提供や広報啓発活動における資料の紹介等、必要な支援を行う。

8 報告

モデル事業所等は、登録から半年以内に、自転車ヘルメット着用促進活動実施状況等について、自転車ヘルメット着用促進モデル事業所等活動報告書（様式第3号）を作成し、県へ報告を行うものとする。

9 登録期間と取消

登録証の有効期間は、登録の日から1年間とし、期間満了の1ヵ月前までに終了の申し出がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

県は、モデル事業所等が登録の基準に該当しなくなった場合や、モデル事業所等として適当でないと判断した場合は、登録を取り消すことができる。

10 事務局

モデル事業所等登録事業の運営に関する事務局は、徳島県危機管理部消費者政策課に置く。

11 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、徳島県危機管理部消費者政策課長が定める。

令和6年8月30日 作成